

健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

令和4年度決算に基づく浅口市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり、すべて基準を下回っています。

浅口市の健全化判断比率（令和4年度決算ベース）

（単位：％）

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.40	20.0
連結実質赤字比率	—	18.40	30.0
実質公債費比率	7.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

浅口市の各公営企業の資金不足比率（令和4年度決算ベース）

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
工業団地開発事業特別会計	—	20.0

※「—」は該当なし